

プール及び野外活動施設等のあり方について

「横浜市公共施設のあり方検討委員会」の意見の最終取りまとめを受け、市内プール及び野外活動施設等の見直しについて、基本的な考え方（骨子）をまとめました。今後、基本的な考え方（素案）をまとめ、市民意見募集を実施した後に、基本的な考え方を決定する予定です。

＜対象施設＞

市内プール （箇所数）	【屋内】 余熱プール等（４）、旧余熱プール（３）、その他屋内プール（４） 【屋外】 公園プール(28)、その他屋外プール（２）、学校プール(510)	野外活動施設等	野島青少年研修センター、青少年野外活動センター（三ツ沢公園、こども自然公園、くろがね、道志）上郷・森の家、少年自然の家（赤城、南伊豆）
----------------	---	---------	---

- 1 基本的な考え方（骨子） 総論
- 施設の集約化、廃止、一部機能の見直しなど施設の選択と集中を図ります。なお、個々の施設の存廃については、施設ごとに具体策を決定します。
 - 施設の選択と集中にあたっては、民間活用の可能性の検討や一部施設を除いて利用促進を図りその効果を検証した上で、利用状況、施設配置、コスト、安全性等を踏まえ、方針を決定します。方針の決定にあたっては、利用状況やコスト状況などの情報を積極的に発信します。
 - 施設の集約化、廃止、一部機能の見直しなどを行うにあたっては、利用者や地域の方に丁寧な説明をし、利用者に配慮した代替策や跡地利用策などを検討します。
 - 施設の集約化や廃止の時期は、施設の老朽化の具合や利用状況等を踏まえ、決定します。なお、決定にあたっては、現在の利用者に配慮した時期となるよう検討します。
 - 継続して維持していく施設（優先施設）については、施設の周知や魅力づくりなどの施設の利用促進及び経費節減などの経営改善を行います。

- 2 基本的な考え方（骨子） 各論
- (1) 野外活動施設等

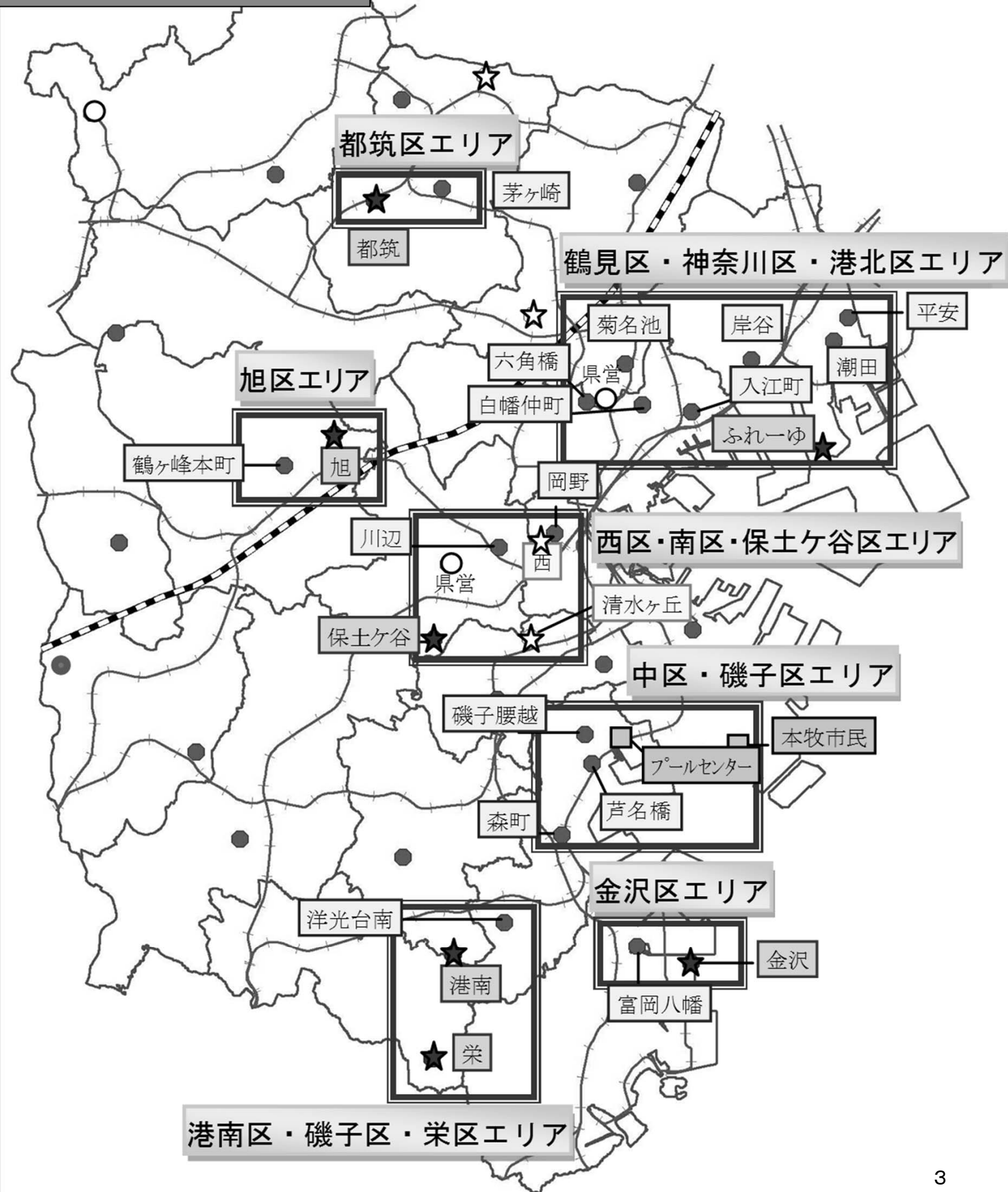
施設分類	公共施設のあり方検討委員会 最終取りまとめ	基本的な考え方(骨子)
青少年野外活動センター【市内】 （三ツ沢、こども自然、くろがね）	・ 3施設のうち1施設の廃止並びに宿泊機能を廃止し、日帰りに特化する等、全体規模の見直しを検討する。ただし、廃止にあたっては、青少年の健全育成等の支援が可能な限り低下しないよう支援策の充実を図ることにより、現在の利用者に配慮をした上で進める。	・ 利用促進を図った上で、平成26年度末までに適正な施設規模を検討します。 ・ 平成26年度末までに利用改善及び経営改善が図られない場合は、施設の集約化を実施します。 ・ 施設の集約化を実施する場合は、現在の利用者に配慮して、青少年の健全育成が低下しないような代替策や跡地利用策を検討の上、集約化を実施します。
青少年野外活動センター【市外】 （道志）	・ 道志村の民間キャンプ場を有効に活用すること等により 青少年の健全育成の支援が可能な限り低下しないよう支援策の充実を図ることにより、現在の利用者に配慮をした上で、施設の廃止について検討する。	・ 道志村との交流の発展を推進するとともに、キャンプ場は、民間等による独自の運営継続の可否、機能の変更、廃止を含めて平成24年度末までに検討します。 ・ 施設の廃止を実施する場合は、現在の利用者に配慮して、青少年の健全育成が低下しないよう市内青少年が道志村の民間キャンプ場を利用する場合の優待利用の実施など、代替策を検討の上、実施します。 ・ スポーツ広場は、道志村による有効活用について検討します。
上郷森の家	・ ランニングコストが高額なバーデゾーンの閉鎖もしくは利用料の見直し等による経営改善を検討する。ただし、バーデゾーンは上郷・森の家の特徴的な機能である点も踏まえ、利用者の動向等も加味し、慎重に判断する必要がある。	・ 施設の特徴を生かした魅力的なプログラムの開発などの利用促進策、民間活用や施設の一部機能の閉鎖を含めた経営改善について利用状況等を精査しながら、平成24年度末までに検討します。
少年自然の家（赤城、南伊豆）	・ 利用者が特に少ない赤城林間学園のキャンプ場、南伊豆臨海学園の野外炊事場等の閉鎖を検討する。	・ 昭和村との交流の発展を推進するとともに、赤城林間学園の施設の一部であるキャンプ場の閉鎖を含めて、平成24年度末までに検討します。

(2) プール

施設分類	公共施設のあり方検討委員会 最終取りまとめ	基本的な考え方(骨子)
旧余熱・余熱 (港南、保土ケ谷、栄など)	・屋内プール(余熱プール、旧余熱プール、その他屋内プール)は、少子高齢化の進行により、高齢者の利用が見込めること、また、通年での利用が可能なことから、屋外プールよりも優先して維持すべきと考える。ただし、耐震対策が必要な場合など、施設を存続させることで大きなイニシャルコスト(積み残し保全費)がかかる施設についてはその費用対効果を踏まえて検討する必要がある。 ・近隣に屋内プールが複数ある場合は、より優先度の高いプールへ機能の集約化を検討する必要があると考える。 ・屋内プールが近接して設置されているエリアは西区・南区・保土ケ谷区エリア、港南区・磯子区・栄区エリアとなっている。	・栄プールは、学校授業での活用の検討や利用促進を図った上で、施設の存廃を平成 26 年度末までに検討します。焼却工場の廃止により設置当初の役割を終えていることから、平成 26 年度末までに利用者の増加、1 人当たりの税負担が改善されない場合は、老朽度や耐用年数を考慮して、廃止及び他施設への集約化を検討します。 ・港南プールは、耐震調査委託を実施し実工事費を算出し、費用対効果を検証した上で、利用者数やコスト(税負担、耐震対策を含めた積み残し保全費)などの視点を総合的に勘案し、施設の存廃を平成 26 年度末までに検討します。焼却工場の廃止により設置当初の役割を終えていることから、費用に対する効果が低い場合、施設の廃止及び他施設への集約化を検討します。
公園	・公園プールは、設置当初からの役割は半減もしくは終えており、今後利用者数も大幅な増加が見込めないこと、及びコストが高額となっている施設が多いことから、優先施設以外は集約化により他の公園施設に機能転換し、市民利用施設として充実化を図るべきと考える。 ・公園プールの近隣に屋内プールがある場合は、特に利用者数が多い場合を除き、公園プールの機能や役割を屋内プールへ集約化する。集約化により廃止となる公園プールは他の公園施設に機能転換し、市民利用施設として充実化を図る。 公園プールが、屋内プールに近接して配置されているエリアは都筑区、旭区、西区・南区・保土ケ谷区、港南区、金沢区等となっている。 ・近隣に複数の屋外プールがある場合は、より優先度の高いプールへ機能や役割を集約化する。集約化により廃止となる屋外プールについては、他の公共施設として機能転換するなど、市民利用施設として充実化を図る。 屋外プールの配置が偏っているエリアは鶴見区・神奈川区エリア、中区・磯子区エリアとなっている。	・近隣に代替施設があるエリアについては、配置、積み残し保全費、施設の老朽度を考慮して段階的な集約化を図ります。 ・検討対象エリアは、鶴見区・神奈川区・港北区エリア、中区・磯子区エリア、西区・南区・保土ケ谷区エリア、旭区エリア、都筑区エリア、港南区・磯子区・栄区エリア、金沢区エリアとします。 ・鶴見区・神奈川区・港北区エリア、中区・磯子区エリア、西区・南区・保土ケ谷区エリアの公園プールの対象エリアごとに、各 1 施設の他施設への集約化について平成 25 年度末までに実施計画を検討し、その後、段階的な集約化を進めます。 ・施設の老朽化により、現在、休止中のプールについては、これまでの利用状況や費用対効果を踏まえながら、他の公園施設への機能転換を地域の意見を反映の上、検討します。 ・市民意見を踏まえつつ、集約化先の施設は魅力づくりとして、利用促進のため、施設機能の追加や再整備を検討します。また、集約化する公園プールは他の公園施設への機能転換を検討します。なお、廃止時期については、施設の老朽化度や耐用年数を考慮して決定します。
その他屋外 (横浜プールセンター、本牧市民)	・その他屋外プールは、レジャープールとして広範囲の市民の利用が見込める施設であるにも関わらず、現在の配置が偏り利用者も大幅に減少している。耐震対策が必要であるなど、存続させることで大きなコストがかかるため、設置の経緯や利用者数を考慮し、集約化を検討する必要があると考える。	・平成 25 年度末までに設置の経緯にも配慮しつつ、さらなる経営改善や民間活用、さらには 1 施設への集約化などを含めて検討します。 ・集約化の検討にあわせ、市民意見を踏まえつつ、集約化先の施設は利用促進のための魅力づくりとして再整備等を検討します。
学校	・学校プールの再整備にあたっては、拠点校方式を基本としつつも、他都市の取組事例も参考に、市内プールや民間プール等の活用を検討した上で進める必要があると考える。 ・利用状況や市内プールの配置状況等を踏まえ、必要に応じて、学校プールの市民開放を検討する。ただし、施設の管理・運営について学校の負担が増えないような管理・運営手法等について検討する。	・中学校プールの再整備では、近隣の 2～3 校のうち 1 校に屋内型プールを整備し、複数校で共同利用する拠点校方式を基本とします。学校施設の新築や建替の際には、優先的に拠点校方式を検討します。 ・小学校プールについては、各校に整備します。 ・上記の方針を基本としつつ、併せて、市内プールや民間プール等の活用も検討します。

プール近接エリア（分類と設定）

近接 7エリア



地図上のマーク及び施設分類

施設分類			
マーク	プール分類	【施設数】	大分類
★	旧余熱	3	屋内プール
	余熱	4	
☆	その他屋内	4	
●	公園	2 8	屋外プール
■	その他屋外	2	
○	県営・こどもの国	(4)	

近接エリアの設定

- ・施設間距離2km〔自転車15分程度〕
- ※大型施設は3km程度（駐車場有）
- 屋内プール、横浜プールセンター等

